

第59回 新居浜市都市計画審議会

議 事 録

- ・開催日時 平成22年11月26日（金）午後2時～午後3時
- ・場 所 新居浜市役所消防庁舎4階コミュニティ防災センター
- ・委員出席者数 17名（定員20名）
- ・議 題 議案第117号 新居浜都市計画特定用途制限地域の変更
議案第118号 新居浜都市計画公園の変更

事務局

大変お待たせいたしました。

ただ今より新居浜市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会の委員の欠席についてご報告いたします。

小野委員さん、宮崎委員さんには所要のため欠席でございます。

以上、現時点で16名の方にご出席をいただきまして、半数以上でございますので、新居浜市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第によりまして進めさせていただきます。

本日は、委員委嘱を行ってから初めての会でございますので、ご出席いただいております委員さんをご紹介させていただきます。

【委員紹介】

それでは、ここで佐々木市長からご挨拶を申し上げます。

市長よろしく申し上げます。

市長

【市長あいさつ】

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事進行につきましては、新居浜市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が議長になることになっております。

新しく任期が始まりましたので、会長の選出を行いたいと存じます。会長の選出は、審議会条例第5条の規定により、第3条第1項第1号に掲げる委員、つまり、学識経験のある委員の中から、委員の選挙によって、これを定めることとなっております。

学識経験のある委員は、お手元にお配りしております、審議会委員名簿に掲げておりますとおり7名の委員さんでございます。

選出方法につきましては、従来から、委員からのご推挙によって選任されておりますが、よろしいでしょうか。

委員

【異議なし】

事務局 ありがとうございます。
それでは、どなたか会長のご推薦をお願いいたします。

委 員 【神野委員の再任でどうか】

委 員 【前任記の会長の再任でどうか】

事務局 ただ今、神野委員さんが推薦されましたが、委員の皆様いかがでしょうか

委 員 【異議なし】

事務局 ありがとうございます。
それでは、神野委員さんに会長をお願いします。
神野委員さんには、会長席へお移りいただきたいと存じます。
それでは、ここで新会長にご挨拶をお願いいたします。
神野会長、よろしくをお願いします。

会 長 【会長あいさつ】

委員 1 名到着 計 1 7 名

事務局 ありがとうございます。
次に、会長職務代理の指名でございます。
都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定に基づきまして、会長職務代理は会長が指名することとなっております。
神野会長、会長職務代理者の指名をお願いいたします。

会 長 新居浜工業高等専門学校長の鈴木さん、よろしくをお願いします。

事務局 どうもありがとうございます。
次に、市長より審議会への諮問がございます。
市長、よろしくをお願いします。

市 長 【諮問】

事務局

どうもありがとうございました。

誠に申し訳ありませんが、市長は公務がございしますので、ここで退席させていただきます。

【市長退席】

事務局

それでは、新居浜市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会議の議長は、会長が務めることとなっております。

神野会長、どうぞよろしく願いいたします。

会 長

それでは早速、ただいま佐々木市長さんから審議をするように依頼された事項が2つございしますので、順次始めたいと思います。

審議に先立ちまして、本日の会議の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

佐々木世希委員さん、伊東美代子委員さんをお願いいたします。

本日の議題は、

- ・議案第117号

新居浜都市計画特定用途制限地域の変更について、及び

- ・議案第118号

新居浜都市計画公園の変更について、

でございます。

それでは、事務局から議案第117号新居浜都市計画特定用途制限地域の変更につきまして、説明をお願いいたします。

事務局

【議案第117号説明】

引き続きまして、説明及び意見陳述会並びに変更案の縦覧結果についてご報告させていただきます。

参考資料4の住民周知と意見要旨一覧表をご覧ください。

本都市計画案をまとめるにあたりまして、説明及び意見陳述会を開催いたしました。変更案につきまして特に意見等はございませんでした。また、本案については、11月4日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第117号の説明を終わります。

会 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、議案第117号 新居

会 長 浜都市計画「特定用途制限地域」の変更案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 郷桧の端線について、今後の見通しを説明して下さい。

事務局 現在、県道多喜浜泉川線から清掃センター進入路までの区間を愛媛県で事業化していただいています。完成は平成20年代半ばと伺っております。清掃センター進入路から国道11号新居浜バイパスまでの区間は未着手でございますが、事業化に向けて愛媛県に要望しているところです。

委 員 開通時期については明確でないのですか。

事務局 今回の段階では開通時期は未定でございますが、今後明らかになると思われます。

委 員 清掃センターへの進入路を使って県道に接続するのですか。

事務局 そうです。

委 員 田園居住地区から産業居住地区の変更で一番大きいエリアは山だと思うが、企業誘致の話があるのでしょうか。

事務局 植生がありますので航空写真では山に見えますが、現地には平地があります。
本地区は都市計画マスタープランでものづくり拠点として位置づけています。
既決定の産業居住地区内にまとまった土地の区域がないので、隣接区域に拡張するものです。

会 長 それでは、概ね意見も出尽くしたようですので、お諮りします。議案第117号 新居浜都市計画「特定用途制限地域」の変更案につきまして、諮問案のとおり承認してよろしいでしょうか。
承認することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

委 員

【賛成者挙手】

会 長

はい、ありがとうございました。満場一致でご賛同いただきましたので、諮問案のとおり承認するというので答申いたします。

続きまして、議案第118号 新居浜都市計画公園の変更につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第118号説明】

本議案につきましては、都市計画の名称のみを変更するものでございますので、都市計画法第21条第2項及び都市計画法施行令第15条に基づき、説明及び意見陳述会、並びに、案の縦覧を省略いたしております。

以上で議案第118号の説明を終わります。

会 長

それでは、議案第118号新居浜都市計画公園の変更について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員

正光寺山古墳公園の表面の現状は土がむき出しになっていますがどうしてですか。計画図があれば提示して下さい。

事務局

埋蔵文化財の調査等により現状の形になっています。正光寺山古墳公園の計画図については、委員の皆様にご後日送付いたします。

委 員

駅前3号公園は駅前南公園という名称に変更するとのことですが、「南」という名称は線路の南側を連想します。

事務局

愛称については、街区公園ですので地元自治会に愛称募集を行い、まちづくり協議会役員会へ意見集約した結果を報告し、了承を得て手続きに入っております。

駅前南公園という名称は、駅前地区にある4公園の相対的な位置関係から付けられたものです。

委 員

公園には施設があると思いますが、今、警察・政府では犯罪のおきにくいまちづくりを進めていますので、死角のない公園の整備を

委 員 　　お願いします。

事務局 　　駅前中央公園、駅前南公園は既に供用をしております。駅前西公園と正光寺山古墳公園については現在整備を進めておりますので、ご意見としていただいた「見通しの良い公園」につきましては担当課に伝えます。

委 員 　　正光寺山古墳公園はどのようなイメージで整備するのですか。

事務局 　　整備の方針としましては、古墳を生かした、花見の出来る公園などを予定しております。

会 長 　　概ね意見も出尽くしたようでございますので、お諮りします。
議案第118号 新居浜都市計画公園の変更案につきまして、諮問案のとおり承認してよろしいでしょうか。
承認することに賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

委 員 　　【賛成者挙手】

会 長 　　はい、ありがとうございます。満場一致で、ご賛同いただきましたので、諮問案のとおり承認するという事で答申いたします。
本日の議事は以上でございます。
事務局、何かございますか。

事務局 　　本日も承認いただきました議案につきましては、今後、所定の手続きを経まして年内にも都市計画を決定する予定です。
次に、本日お配りいたしました参考資料5についてご説明させていただきます。
お手元の参考資料5をご覧ください。
これは市政だより6月号に掲載した「JR新居浜駅周辺整備」に関する記事の抜粋でございます。
中央に整備イメージを掲載しておりますが、その中に、今後の都市計画決定・変更案件といたしまして、赤丸で囲んだ区域を表示しております。
「案件1」といたしまして、「都市計画駐車場の決定」、「案件2」

事務局

といたしまして、「都市計画道路（中央環状線）の変更」でございます。

これらの案件につきましては、今後の都市計画決定・変更に向けまして、現在、協議を進めておりまして、協議が整った後に手続きに入る予定でございます。

委員の皆様には短い期間に開催が続き、お忙しい時期に大変申し訳ありませんが、改めて、新居浜市都市計画審議会の開催をご案内いたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

会 長

特にございませんか。

無いようですので、これを持ちまして新居浜市都市計画審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。